

城東学園小中一貫校整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 城東学園小中一貫校整備に関する基本構想・基本計画、基本設計（以下「基本構想等」という。）の策定に当たり、城東学園小中一貫校整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び協議するものとする。

- (1) 城東学園小中一貫校の整備に向けた基本構想・基本計画に関すること。
- (2) 城東学園小中一貫校の整備に向けた基本設計に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想等の策定に関して必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、任命する。

- (1) 小中一貫教育及び小中一貫校整備に関し学識経験を有する者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 関係学校の代表者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委員の委嘱の日から基本構想等が策定される日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員の過半数の出席があれば、会議を開くことができる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 委員会の会議は公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月9日から施行する。